

## 2. 団体所得補償保険制度

### (福祉部第3制度)

会員が傷病のため休業した際に安心して療養できるよう、その所得を補償する制度で、損害保険ジャパン日本興亜株式会社との契約のもとに運営されている団体所得補償保険制度です。本制度は、任意加入の全会員を対象とした団体所得補償保険制度、付加制度で全会員を対象とした傷害死亡一時金支払制度（会員福祉を目的とした見舞金制度）の2部から構成されております。

### (1) 傷害死亡一時金支払制度

#### 1. 傷害死亡一時金支払制度の対象

- ・ A, B会員ともに、会員本人、配偶者、子供、両親、同居の親族（孫・祖父母等）が対象となります。（「配偶者、子供、両親」は、同居・別居を問いません。）

※原則、「傷害死亡一時金支払制度加入者申込書」の提出が必要です。

#### 2. 補償内容

- ・ 対象となる方が、おケガ（突発的な事故等）でお亡くなりになられた場合、50万円をお見舞金としてお支払い致します。

#### 3. 掛金（保険料）

- ・ 岡山県医師会が負担しますので、会員の皆様の費用負担はありません。

#### ◆ 保険金請求の手続き

- ・ 会員またはご家族より傷害死亡についてのご連絡を福祉部へいただきますと、所定の手続き書類をお送り致します。

○均一補償制度につきましては、平成29年7月1日をもちまして廃止となりました。

## (2) 任意加入団体所得補償保険制度(第3制度)

### 1. 本制度の特色

- ・任意加入の所得補償保険制度です。
- ・加入時には医師の診査は不要です（告知書の提出が必要です）。
- ・業務中、日常生活を問わず対象となります（海外旅行中も対象）。
- ・岡山県医師会の団体契約で、掛金（保険料）は最高割引率30%を適用しております。
- ・保険期間を通じて無事故の場合は、掛金（保険料）の20%が加入者へ返されます。
- ・所得補償保険金は請求により、毎月お支払いすることもできます。
- ・万一の場合は、岡山県医師会へご連絡下されば保険金の支払いの手続きがスムーズに処理されますので安心です。

### 2. 加入対象者および補償期間

- ・新規加入の場合はA・B・E・F型については全会員ともに79歳迄とし、79歳迄に加入された会員の先生方は89歳まで継続加入できます。ただし、C・D型の加入年齢は63歳以下です。
- ・補償期間は一傷病についてA・B・E・F型は12ヶ月、C・D型は24ヶ月です。ただし、通算支払限度は1,000日間となっています（後述参照、平成16年7月1日より）。

### 3. 所得補償保険の内容

- ・傷病による休業時の所得補償としてA型、B型、C型、D型、E型、F型の6つのタイプがあります。

タイプ	補償期間	傷害保険
A型	12ヶ月	あり
B型	12ヶ月	なし
C型	24ヶ月	あり
D型	24ヶ月	なし
E型	12ヶ月	あり
F型	12ヶ月	なし

- ・所得補償保険金は月額1口につき10万円×加入口数で、休業8日目から支給されます（休業した日から起算して7日間は補償の対象となりません）。E型・F型は、入院により休業された場合には支払対象外期間中でも所得補償保険金が支給されます。
- ・傷害保険あり（A型・C型・E型）の場合は、ケガが原因で、事故の日から180日以内に死亡され、もしくは後遺障害が生じた時は、傷害一時金が傷害の程度に応じて1口につき最高500万円×加入口数が支給されます。

#### 4. 掛金（保険料）

1 口あたり補償金額・年払保険料表

（保険期間1年，団体割引30%適用）

		対象期間12ヶ月		対象期間24ヶ月		対象期間 12ヶ月		
		A型	B型	C型	D型	E型	F型	
補償金額	所得補償保険金 (支払対象外期間7日)	月額 10 万円						
	傷害一時金	500万円	なし	500万円	なし	500万円	なし	
年 払 保 険 料	満 年 齢	25～29歳	12,840円	8,340円	14,620円	10,120円	15,070円	10,570円
		30～34歳	14,770円	10,270円	17,250円	12,750円	17,170円	12,670円
		35～39歳	17,300円	12,800円	21,170円	16,670円	19,970円	15,470円
		40～44歳	20,490円	15,990円	26,000円	21,500円	23,820円	19,320円
		45～49歳	23,600円	19,100円	30,470円	25,970円	27,670円	23,170円
		50～54歳	26,630円	22,130円	35,170円	30,670円	31,030円	26,530円
		55～59歳	27,900円	23,400円	37,480円	32,980円	32,570円	28,070円
		60～69歳	29,110円	24,610円	39,440円	34,940円	33,550円	29,050円
		70～74歳	41,820円	37,320円	(63歳まで)	(63歳まで)	49,020円	44,520円
		75～79歳	54,800円	50,300円			64,980円	60,480円
80～89歳	81,470円	76,970円			96,690円	92,190円		

所得補償保険  
加入口数限度

～69歳 最高40口まで、ただし、A・C・E型(傷害保険付)は合わせて20口まで。  
70～79歳 最高20口まで (ただし、継続加入にかぎります。新規加入は最高10口まで可能です。)  
80～89歳 最高5口まで (ただし、継続加入の方のみ)

- ・ 最高の団体割引率30%が適用されます。
- ・ 男性，女性会員ともに同一の保険料です。
- ・ 無事故の場合は所得補償保険料部分の20%が加入者へ返されます（傷害保険料部分には無事故返戻はありません）。
- ・ 所得補償保険料を法人が負担した場合の損金処理について，ご不明の時はご連絡下さい。

#### 5. 掛金（保険料）の払込方法

- ・ 掛金（保険料）の払込みは8月（年1回）に，委任によってご指定の口座からの引き落としか，または福祉部あてに直接振り込んでいただきます。

#### 6. 加入手続き

- ・ 福祉部あてに所定の申込書で申し込んでいただきます。その際の健康診査は不要です（告知書の提出が必要です）。

## 7. 契約の更新

- ・この保険は掛け捨て1年間決算方式で、毎年7月1日に更新されます。毎年更新の前に福祉部から更新手続きをご案内致します。

## 8. 補償保険金請求の手続き

- ・本人またはご家族より休業の連絡を福祉部へいただきますと、所定の手続き書類をお送り致します。

### 通算支払限度期間に関する特約〈自動付帯・割増不要〉

がん・心筋梗塞等の大きな病気をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気等を不担保（補償対象外）とせず継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。

（注1）同一原因による連続就業不能の場合

通算して1,000日分の保険金をお支払いする特約ですが、連続就業不能の場合の補償期間はA・B・E・F型にご加入の場合は12ヶ月、C・D型にご加入の場合は24ヶ月となります。

（注2）同一原因で、期間において再び就業不能となった場合

- ◎前の就業不能が終了後、その原因となった身体障害によって6ヶ月以内に再び就業不能になったときは、後の就業不能は（注1）の連続就業不能とみなします。
- ◎就業不能が終了後、その原因となった身体障害によって6ヶ月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となった場合には、異なる就業不能とみなして新たに免責期間及び補償期間を適用します。

（※）改定前

今までは、一度病気で保険金の支給があった場合には、次の更新時にその病気の属する疾病群が不担保となり、完治後3年経過しなければ同じ疾病群の保険金をお支払いすることができませんでした。

〈70歳以上の先生について〉

平成21年7月1日以降よりは、前年保険金支払いがあった場合でもその疾病を不担保（補償対象外）とせず、契約を継続いたします。しかも、通算した保険金支払限度日数のカウントは1,000日（69歳以下の先生と同内容）となります。

◆詳細は福祉部が用意しておりますパンフレットでお確かめ下さい。